

福地製薬株式会社さんから 消毒薬を寄贈していただきました

このたび、福地製薬株式会社さん（福地祥浩代表取締役社長）から、手指の殺菌・消毒に使用するアルコールジェル780本を寄贈していただきました。

町内の保育所・幼稚園・小学校などの教育施設や福祉施設などで使用させていただきます。

ありがとうございます。
とーございます。



▲福地社長（写真左）と奥村教育長

国民年金



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整、確定申告まで～

大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を平成23年1月1日から9月30日までに納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の1月下旬に送付されます。

また、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、このような場合は年末調整や確定申告の手続きの際にご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます。（その際はご家族分の証明書も添付する必要があります。）

◆問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル
☎ 0570-1070-1117

年金受給者の皆さんへ

『扶養親族等申告書』が送付されます

～期限までに提出しましょう！～

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金や遺族年金は課税されません。）

課税対象者となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月1日の提出期限までに日本年金機構へ必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決定します。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなり、一時的に受けている年金額が少なくなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室
☎ 077-1567-1311



草津年金事務所 国民年金課
☎ 077-1567-12220
住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線⑤ 7784